

第5回名寄市都市計画マスタープラン見直し 及び名寄市立地適正化計画策定委員会 議事録

と き：令和元年6月26日（水） 18時～

ところ：名寄市役所 4階大会議室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 説明事項

～経過説明～

事務局から経過報告

平30.	6月	第1回策定委員会	
	11月	第2回策定委員会	
平31.	2月	第3回策定委員会	
令元.	5月	第4回策定委員会	区域設定方針を決定
	6月	市民シンポジウム	北海道大学大学院教授 森 傑氏を招いて開催。 120名が出席。

～名寄市都市計画マスタープラン見直し案について～

株式会社ドーコンから「名寄市都市計画マスタープラン（見直し案）」を用いて説明。

2008年に計画目標期間概ね20年として作成された「名寄市都市計画マスタープラン」が10年経過し、見直しの時期であることから見直しをおこなったことを説明。

- ①計画の変化 ⇒総合計画や関連計画、本会議で策定を進めている立地適正化計画など、計画内容に変更のあるものの見直し。
- ②社会環境の変化⇒更なる人口減少、建物の立地の変化から課題認識のための見直し。
- ③施策や事業 ⇒都市計画マスタープランに載せている施策や事業の進捗状況に合わせた見直し。

以上3点について見直しをおこなった。

○意見交換

- ・今の名寄市に合わせて削除や訂正がおこなわれているので良いと思う。私たち委員だけではなく、市民の方々にも理解できるようなわかりやすい内容にしてほしいと思う。

→市民の方々にもわかりやすくというのは基本のことだと考えている。今以上に精査してわかりやすいものにしていきたい。

- ・資料 23 ページでは一般工業地区に大型商業施設等の進出について書かれているが、現状を認識しつつ、商業地域や住宅等がこれ以上工業地区に広がらないような表現にしてはどうか。

→立地適正化計画で網掛けをおこなっていくうえで一定程度制限は必要と考えている。表現については商業施設等に特化しないような表現になるよう検討したい。

～名寄市立地適正化計画（検討資料）について～

株式会社ドーコンから「名寄市立地適正化計画（検討資料）」を用いて説明。

- 誘導施設 ⇒都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（※）。

定めることにより、都市機能誘導区域外に誘導施設を有する建築物の開発行為を行う場合や誘導施設の休止・廃止を行う場合には市長への届出が義務付けられる。

※都市機能増進施設：移住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設。

- 誘導施設の設定

- ・名寄市の魅力や求心力を高める施設、都市機能誘導区域外に転出することで都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設などを、誘導施設として都市機能誘導区域内への立地を誘導する。
- ・新たに立地を誘導すべき施設、または区域内に既に立地していて地区の生活利便性を確保するために維持し続けることが求められる施設について、都市機能誘導区域外への立地の抑制を図るために設定する。

- 誘導施策

まちづくりの方針である、

- ①「人々が集い賑わう魅力と活力にあふれた拠点づくり」
- ②「将来にわたり安心・快適に暮らせる市街地づくり」

の考え方を基に、公立大学が立地する名寄市の強みを活かしながら、公共施設や公共交通の充実を図ることで、魅力ある拠点地区の形成を目指し、誘導施策を実施していく。

- 目標値の設定

まちづくり方針を実現するために設定した誘導方針・施策により、目指す目標の数値を設定する。

- 意見交換

- ・病院は地方からの利用も多いため、都市機能誘導区域内に必要だと感じる。
- ・居住誘導区域外に市営住宅が新築されているが、空き地があれば中心部にエレベーター付きの5階建て市営住宅を作っても良かったのではないかと考える。だが、建ててしまったものを壊して街なかにもっていくということにはならないと思う。

- ・視察で行った恵庭のように、土地は市のものでもその土地に民間が建物を建てて、その建物の中に行政が入るといいかたちも良いと思う。
- ・JRは昔、乗客用・貨物用が同時に運行していたが、今は別会社のため別々に運行している。両方を同時刻に運行することにより利用価値が上がるのではないかと思う。
- ・同じような職種の施設については複合化をしても良いのではないかと感じる。
- ・居住誘導区域外に施設を建てないような計画にするよう、関係部局に協力をお願いしなくてはならないと思う。
- ・資料 35 ページの行政施設の表について、「更新し」という表現があるが、これはどう捉えるべきか。

→精査する。

- ・時代の流れで営農されている方のライフスタイルも変わってくるのではないかと思う。コンピュータシステムで管理能力が進んでくる。今住んでいるところから街なか居住へと変化し、朝仕事場へ行き、仕事が終わると家へ帰るような時代が来るのではないかと思う。
- ・防犯面が絡むことにより、仕事場と住居が離れることは難しいと考える。身近に住んでいるからできること、いないことによって起きてしまう現象もある。仕事場は近いほうが安心すると思う。
- ・資料 39 ページに「街なかでの住宅・宅地あっせん、連携」について書かれているが、行政としてアパートの建設を抑制することはできないのか。今現在も南に進んでいっている。地主の方が土地を売るため仕方が無いことかもしれないが、できれば商店街、800m 圏に持ってくることはできないのか。
- ・土地の評価が違うため、評価の安い方を買うとなると南になってしまうのだと思う。
- ・場所を作らなければ建物を作ることはできない。800m 圏内にどれだけ空き地や空き家があるのかを考えなければならない。
- ・農地は農地として使うような縛りをかけると良いのではないかと思う。簡単に農地の転用ができてしまうことが南に住宅が増えていく原因であると感じる。
- ・バイパスが繋がったときにどれだけの人が名寄の街を通るのか。今名寄の街を通過して北に行っている人も繋がることで街を通らなくなってしまうのではないか。複合施設かなにかわざわざ名寄に立ち寄るなにかを作らなければいけないと思う。
- ・浜頓別の道の駅に行く機会があったが、トイレだけではなくパン屋や子どもが遊べる健康の森のような遊具があるスペースもあった。そういった施設の上の階に市役所が入っても良いのではないかと思った。そういう施設があると人が立ち寄ってくれるのではないかと思う。バイパスが繋がった際に、名寄を素通りさせないようにする考えも必要に感じる。
- ・昔は札幌に行くとなると旭川で休憩したり、札幌で一泊して帰ることが多かったが、今は日帰りが可能。旭川でさえ通過地点に過ぎなくなっている。降りてでも立ち寄りた

と思える場所、時間をさいて寄ることができる場所作りも重要に感じる。

- ・19線を通して北に行っている人はバイパスが繋がってもさほど変わらないのではないかなと思う。街なかを通っている人は限られた人になってしまっているのではないかなと思う。
- ・バイパスが繋がってしまったら風連の道の駅が機能するのかが問題。
- ・資料44ページにも「街なか」という表現があるがこれはどの範囲を指すのか。
→居住誘導区域内のことを指している。

～今後のスケジュールについて～

- 7月 庁内検討委員会小委員会
都市計画審議会
- 8月 庁内検討委員会全体会議
庁外策定委員会
都市計画審議会

4. その他

事務局から

区域に人を誘導していく施策について市役所内部もそうだが、策定委員の皆様にももう少しご意見をいただきたいという思いがあり、もう一度開催させていただくことになった。

都市計画マスタープランは指標や概念など、抽象的な感じがあると思われるが、進めていくうえで南北へ広がる等の変化を見直ししていくことで、立地適正化計画にて利便性が高く、街なかに集中したものを見出していくということが、都市計画マスタープランにおける議論だと感じる。

策定委員会が出た意見を庁内へ提案し、庁内の各部署で少しでもかたちになるよう、議論していきたい。

5. 閉会